

部落問題

と

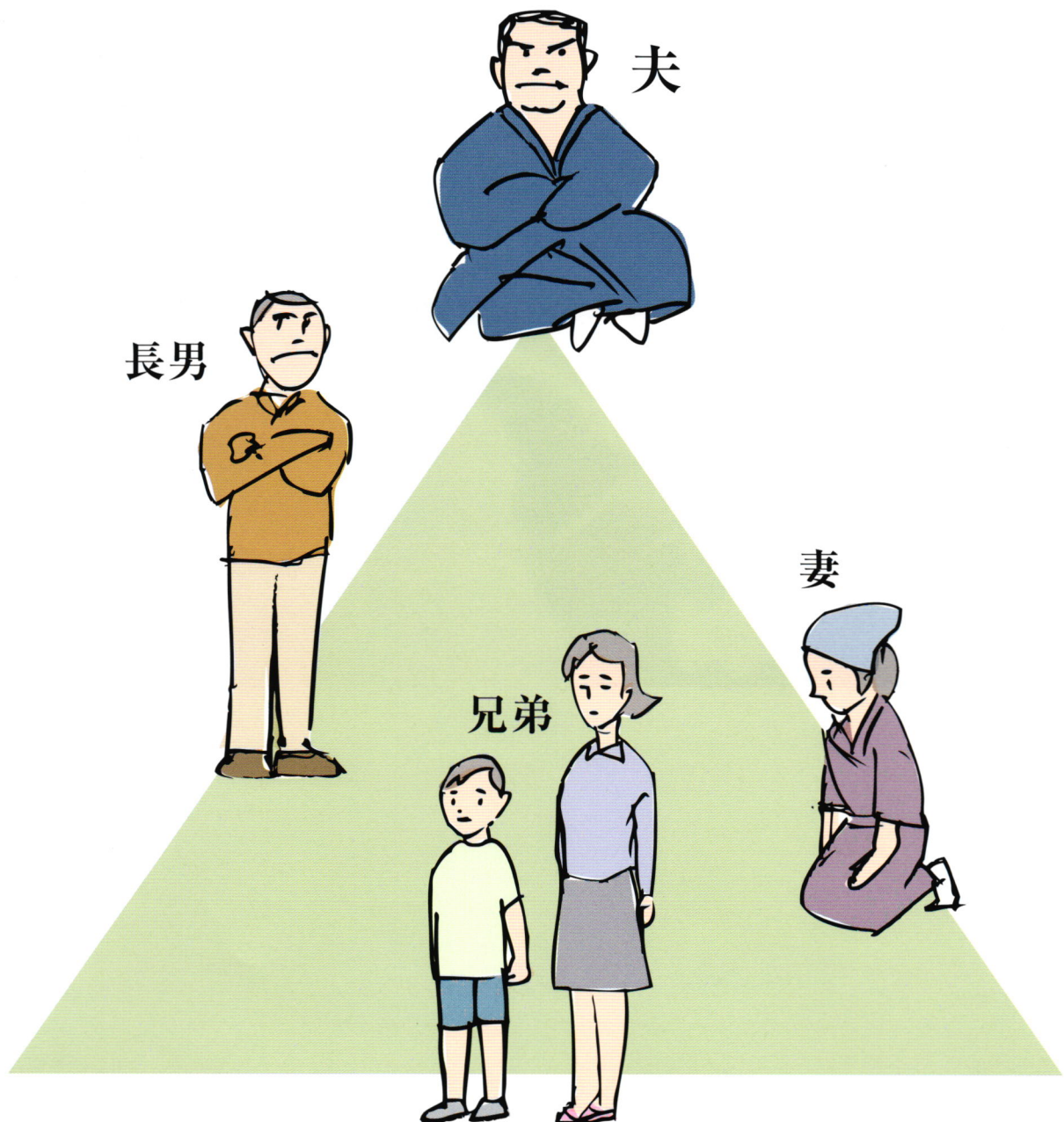
結婚差別

戦前・戦後の 結婚の歴史をみる



戦前 -「家制度」と結婚-

戦前の社会は、法律によって家長の地位が戸主権として保障され、長男に家督が相続された。家の中では、親子、男女、兄弟の間に不平等がまかり通った。家族は家長の意に反して居所を定められず、家族の婚姻も家長の同意を必要とした。妻は婚姻によって夫の家に入る。妻は夫と同居する義務を負った。夫は妻の財産を管理した。こうしたことが民法に定められ、これを「家制度」と言った。この制度のもとで、結婚の自由は保障されなかった。



戦後－新しい憲法－

日本は、第二次世界大戦で敗戦し、新しい憲法が1947年に施行された。この日本国憲法は、主権在民、恒久平和、基本的人権、議会制民主主義、地方自治を定めた。このもとで、戦前の「家制度」も否定され、結婚は個人的なことから、個人が自己決定すべきものであること、また、家族の基礎は夫婦であり、両性の平等のもとに家族は成立するということが、憲法で定められた。このことが個人の結婚観や配偶者の選択の仕方も大きく変える基礎となった。



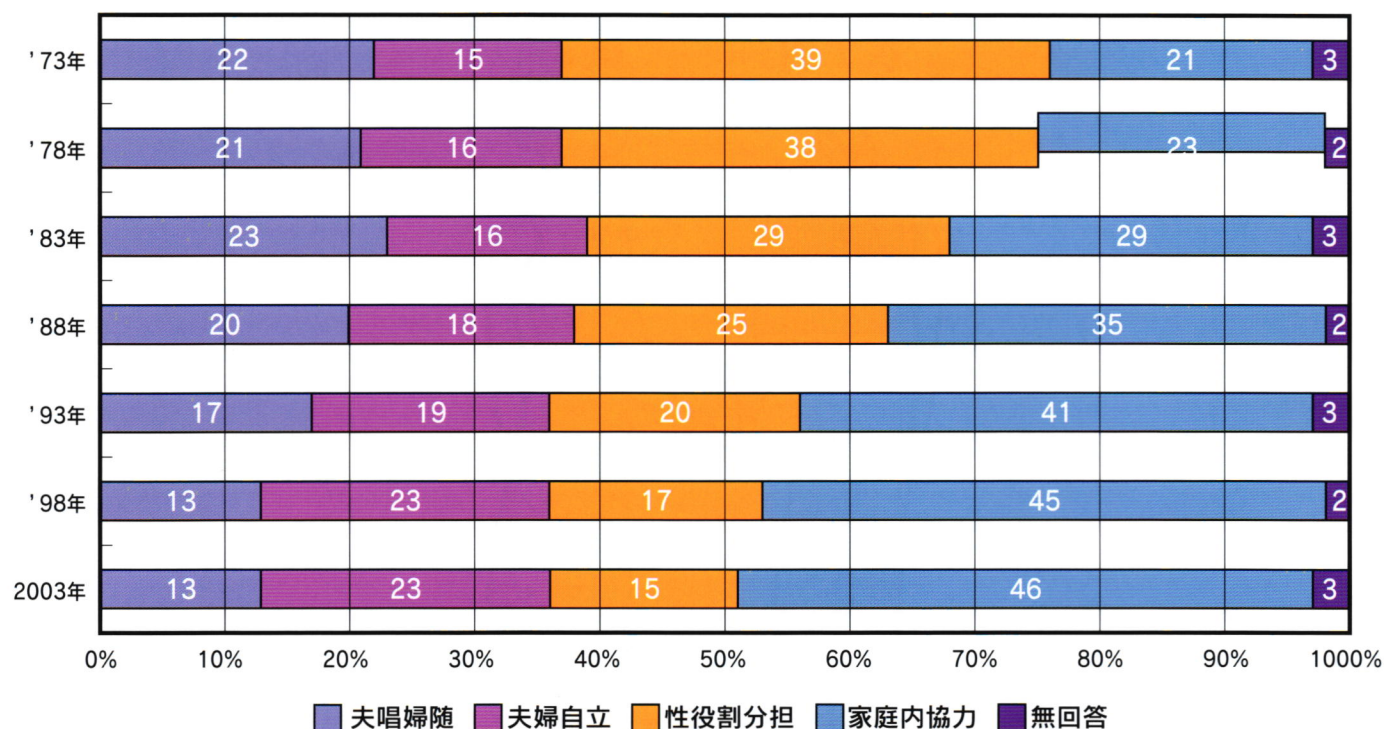
憲法24条

【家庭生活における両性の合意】

婚姻は、両性の合意のみで成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

第2項 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

憲法理念が「望ましい家庭像」にも影響



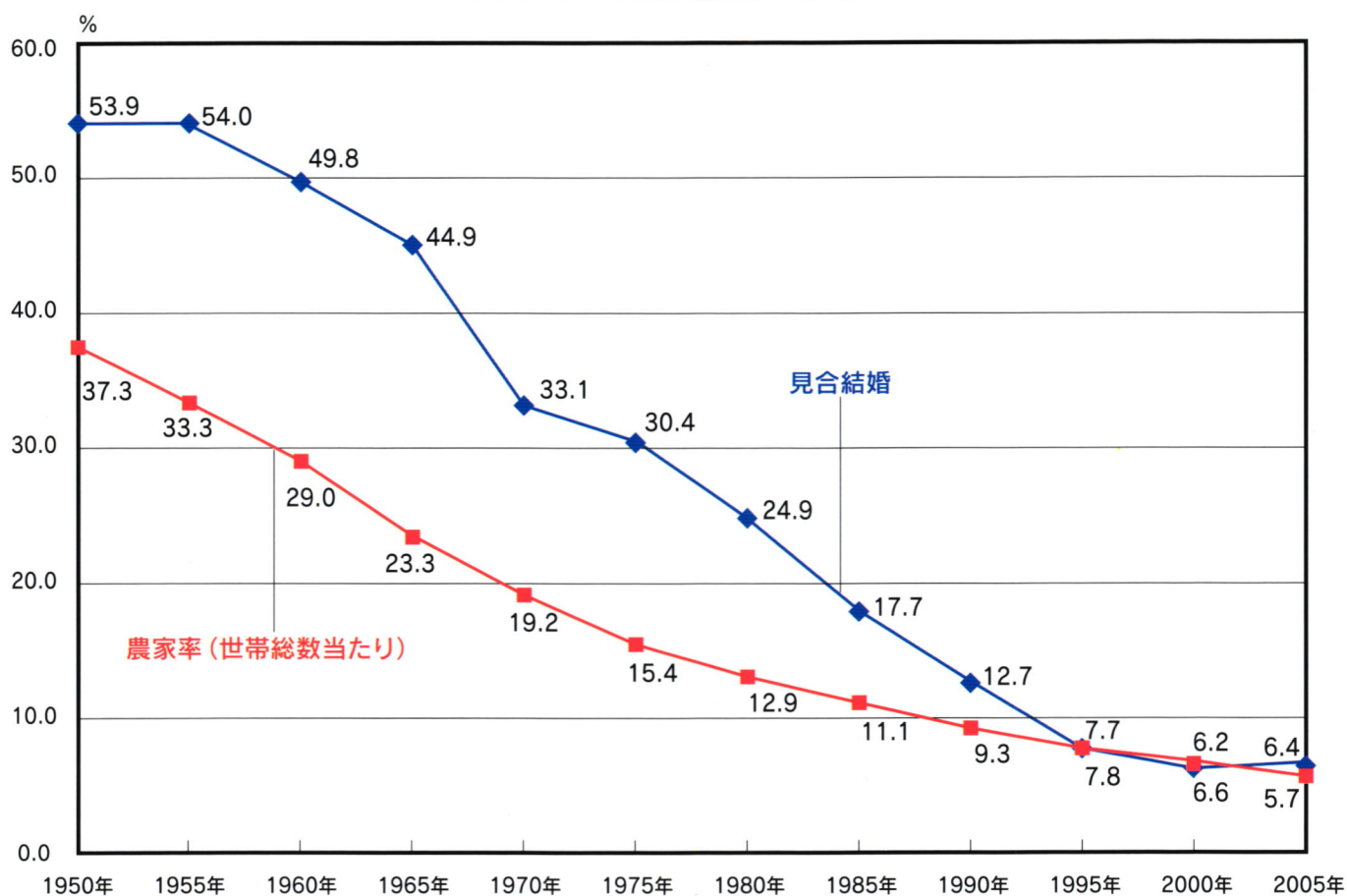
『現代日本人の意識構造 (第六版)』

社会構造と結婚の変化

日本社会は、1950年代後半から「高度経済成長」の道を歩み、これまでの農村型社会構造から都市型社会構造へと大きく変化した。産業構造は、一次産業から二次、三次産業へと、雪崩のような労働力の移動により激変した。農村から都市へ人口が移動し、「一億総サラリーマン化」と呼ばれ、労働者の比率が圧倒的な多数となった。この社会構造の激変が結婚をめぐる状況にも大きく影響するものとなった。

1950年には、見合結婚が53.9%、農業就業者45.4%であったものが、2000年には、見合結婚が6.2%、農業就業者4.5%と激減した。このように農業人口の激減が見合結婚の比率の減少と並行しており、この点で両者は相互に関係し合っているといえる。

農家率と見合結婚の推移

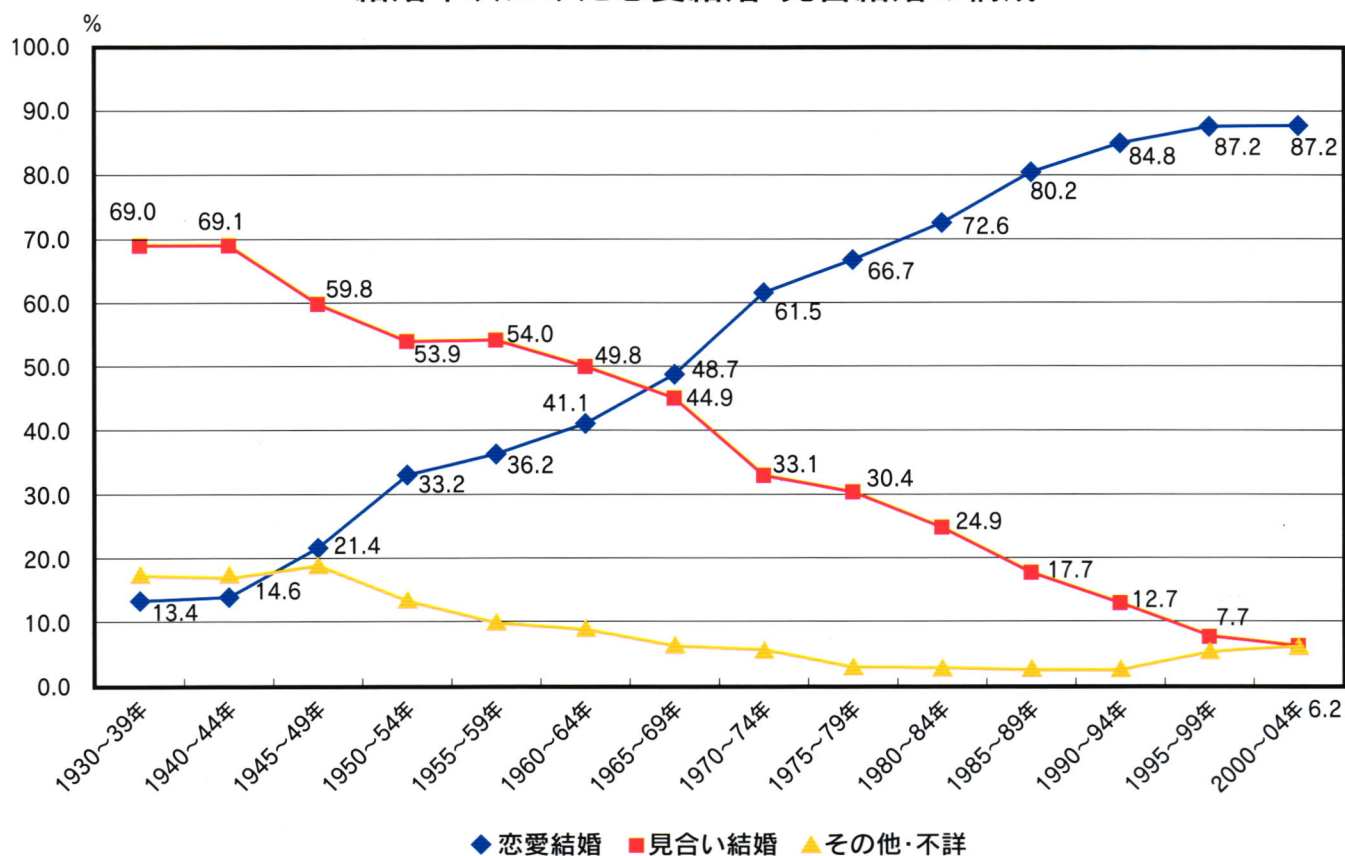


見合結婚と恋愛結婚

結婚をめぐる状況は、日本国憲法の制定を基礎にして、その後の女性の地位向上をめざす運動などの前進や1950年代後半からの高度成長による社会構造の激変などによって、大きく変化することとなった。

見合結婚と恋愛結婚の割合は、1949（昭和24）年に結ばれた夫婦では3分の2が見合結婚で、恋愛結婚は2割に過ぎなかったが、しだいに恋愛結婚の割合が増加し、1960年代後半（昭和40～44年）に見合結婚と恋愛結婚がほぼ同じ割合となった。以後恋愛結婚が主流となり、現在では恋愛結婚が80%を越えている。

結婚年次にみた恋愛結婚・見合結婚の構成



『国立社会保障・人口問題研究所ホームページ』

部落問題を考える

水平社宣言・綱領 (1921年3月3日)

綱 領

- 一、特殊部落民は部落民自身の行動によつて絶對の解放を期す
- 一、吾々特殊部落民は絶對に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し以て獲得を期す
- 一、吾等は人間性の原理に覺醒し人類最高の完成に向つて突進す

宣 言

全國に散在する吾々特殊部落民と團結せよ。

長い間處められて来た兄弟よ、過去半世紀間に幾々なる方法で、多くの人々によつてなされた吾等の爲めの運動が、何等の有爲の効果を齎らなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて吾々人間を實現されてゐた例であつたのだ。そしてこれ等の人間を動かすかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を害害させた事を想へば、此際我等の中より人類を救済する事によつて自ら解放せんとする者の集結運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の獲得者であり、實行者であつた。爾等なる階級政策の犠牲者であり勇ましき、進取的博愛者であつたのだ。ケモノの皮を被る者として、生々しき人間の皮を剥取られ、ケモノの心臓を置く代價として、暖い人間の心臓を引換かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、流れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を承けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その刺戟を國難される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を動かはる事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱き光を要求請願するものである。

水平社は、かくして生れた。
人の世に熱あれ、人間に光あれ

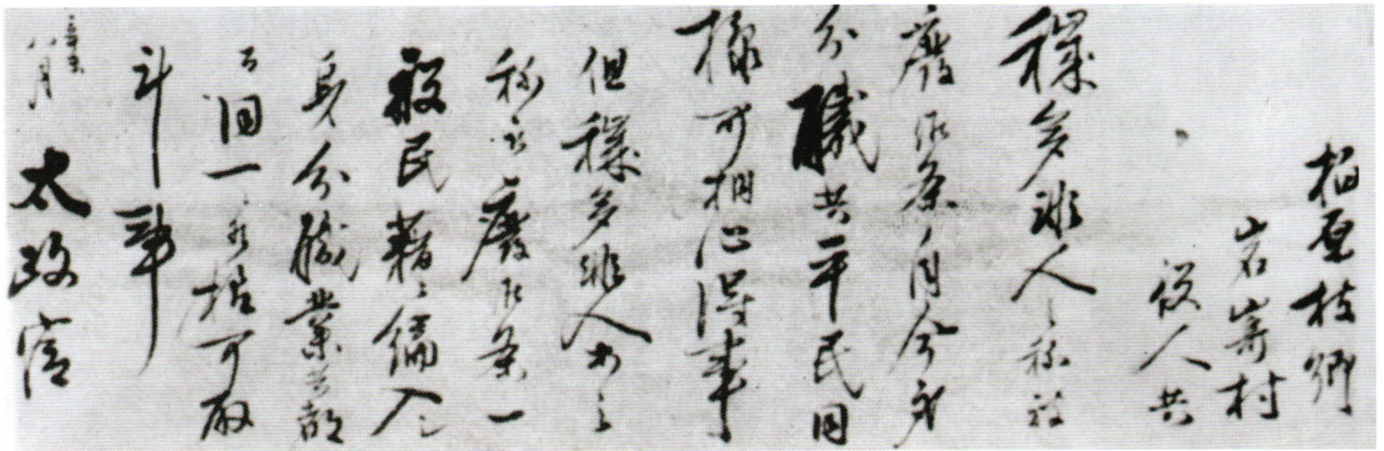
大正十一年三月

水 平 社

部落問題とは

部落問題は封建的身分に起因（おこり）する社会問題である。封建的身分そのものは明治維新の改革でなくなった。残ったのは封建的身分の残滓（のこりもの）である。部落差別は先祖や親が封建時代に賤民身分であったという、ただそれだけの理由で差別を受ける問題である。部落差別は格差と障壁の2つの側面からなる。格差は部落と部落外との生活上の比較の問題である。障壁は部落と部落外との付き合いにおけるわけへだての問題である。

奈良県柏原岩崎村に布告された賤民「解放令」



（『写真でみる水平運動史』）

戦前の部落住民に対する差別の実態

いまから約80年前の1930年頃の部落住民に対する差別の実態はどのようなものであったのか、これを当時の全国水平社の方針から紹介する。

A 社会的

一、結婚上及び交際上において種々の問題がおこされて、いまだ徹底的解放を見ないこと。

イ、結婚は自由に出来ずしてなお、執拗なる差別は厳然として見えざる門戸を閉ざして、家庭的に惨酷な悲劇がいまなお繰り返えされている。

ロ、友人間同僚間、その他交流関係の上において、今もなお面白からぬ隠然たる差別事象が繰り返されている。

二、寺院、神社、祭事における差別待遇。

イ、寺院、神社、祭事に負担だけかけておいて、役員の割り当て、その他いろいろなことに対してなされる不当なる除外。

B 政治的

一、地方行政における不公平。

イ、地方自治体においてなされる部落民施設のはねのけ。

ロ、公共団体への部落民の参加拒絶。

ハ、自治体、区等における公けの会合における部落民の参加拒絶。

ニ、これらの機関の役員、係員等の部落民よりの進出妨害。

二、部落有財産及び有財産による差別的待遇。

イ、部落民の区有財産、共有財産に対する部落民の入会権排除。

三、選挙権行使に対する差別。

イ、部落民の代表者に対する推薦もしくは選挙による際における部落民に対する弊害と打撃。

四、身元調査に対する士族、平民の身分制の遺制による影響としての差別。

イ、警察、裁判所、軍隊その他官衛における身元調査に対する士族平民の書入れ。

五、留置場及び刑務所内における差別。

イ、同じように勤め、同じように刑に服する部落民に対する敬遠的または積極的差別。

C 経済的

一、就職上、失業上における差別による弊害。

イ、会社、工場、銀行、官公庁に対する採用による隠然公然たる差別。

〔「全国水平社第9回大会綱領・運動方針書」(1930年)より〕

50年前の部落の実態

政府の諮問機関である同和対策審議会は、1965年に「答申」を出した。そこで語られた部落の実態を紹介する。

□劣悪な生活環境

同和地区における人口、住宅の過密性、道路、上下水道、居住形式など物的環境の荒廃状況はきわめて顕著である。それらは、職業選択の制限されていること、通婚圏の狭いことと無関係ではない。すなわち地区が封鎖的性格をもつことによって、生活は向上性を失い、やむをえず集団化によってその転落を防止するような自己防衛的な環境までつくられていることである。そこには「差別」が原因となって、「貧困」が同居している。

□最後の越え難い壁

結婚に際しての差別は、部落差別の最後の越え難い壁である。関係住民の結婚は、伝統的に「部落内婚」の封鎖的な形態をとり、ほとんどが同一地区民か他地区住民との間で行なわれ、一般住民との通婚は、きわめて限られている。

□長期欠席・不就学、低進学率

中学生徒の進路状況は、都市的地区、農村的地区ともに就職者が大部分であって、進学者は少なく、進学率は一般地区の半分で、30%前後である。

半世紀前の劣悪な部落の生活環境の実態



部落問題解決への取り組み

日本国憲法の制定を基礎に、社会構造の激変も加わり、さまざまな前近代的な社会的残りのものは、大きく払拭されてきた。こうした社会状況の中で、部落問題を解決する取り組みが著しく進んだ。たとえば、部落問題の解決をめざす多様な運動が全国的に前進したこと、非人間的な生活実態を解消するために約16兆円の同和対策事業が実施されたこと、すべての人間は平等であるとする基本的人権の考え方が広がったこと、である。

各府県別の一世代当たりの同和関係事業費比較一覧表（1969～1993年度）

	府県における同和対策関係決算総額			市町村における同和対策関係決算総額			
	同和対策関係 決算額(百万円)	国費 (%)	府県費 (%)	同和対策関係 決算額(百万円)	国費 (%)	府県費 (%)	市町村費 (%)
全 国	3,560,216	21.5	78.5	10,282,516	22.6	10.8	66.6
茨 城	31,468	34.4	65.6	41,469	40.6	13.0	46.5
栃 木	43,978	29.8	70.2	49,481	26.7	8.9	64.4
群 馬	55,287	29.7	70.3	83,534	31.0	10.2	58.9
埼 玉	118,055	23.5	76.5	109,996	20.9	16.6	62.5
千 葉	3,010	24.2	75.8	17,621	32.0	4.9	63.1
神奈川	17,581	3.0	97.0	15,719	21.0	44.9	34.1
新 潟	1,022	15.7	84.3	3,128	41.8	1.9	56.4
福 井	11,736	32.4	67.6	30,420	28.5	13.1	58.5
山 梨	7,875	1.2	98.8	7,271	14.7	37.0	48.3
長 野	86,550	18.1	81.9	157,131	18.0	9.8	72.1
岐 阜	15,330	16.3	83.7	32,916	33.2	9.9	56.9
静 岡	12,775	22.9	77.1	40,203	35.3	6.0	58.8
愛 知	27,618	11.7	88.3	102,250	40.7	11.5	47.8
三 重	128,127	24.0	76.0	342,795	25.4	15.8	58.8
滋 賀	151,895	13.1	86.9	356,519	21.9	7.1	71.0
京 都	221,532	14.6	85.4	635,015	17.0	9.8	73.2
大 阪	543,488	4.1	95.9	1,990,040	10.0	11.9	78.1
兵 庫	254,904	24.8	75.2	952,083	23.3	7.3	69.5
奈 良	307,057	9.9	90.1	685,920	23.2	9.9	66.9
和歌山	272,870	17.7	82.3	729,017	32.2	7.3	60.5
鳥 取	76,966	54.7	45.3	206,760	24.5	16.5	59.0
島 根	11,191	32.4	67.6	36,753	38.5	12.4	49.0
岡 山	140,072	35.4	64.6	304,361	19.7	15.8	64.5
広 島	119,823	25.9	74.1	417,639	13.7	12.3	74.0
山 口	50,880	26.0	74.0	133,084	23.5	14.7	61.8
徳 島	85,575	28.5	71.5	277,230	29.5	9.0	61.5
香 川	34,148	13.9	86.1	96,138	20.5	9.5	69.9
愛 媛	70,226	51.0	49.0	254,616	35.4	10.8	53.4
高 知	156,274	30.7	69.3	645,378	40.0	9.7	50.3
福 岡	335,146	33.4	66.6	1,192,127	24.1	11.2	64.7
佐 賀	7,985	9.9	90.1	18,243	13.4	18.1	68.5
長 崎	3,582	3.2	96.8	2,827	29.0	3.6	67.4
熊 本	69,229	30.8	69.2	96,821	24.9	15.6	59.5
大 分	45,038	54.8	45.2	126,867	22.6	11.0	66.4
宮 崎	24,804	12.7	87.3	53,418	37.8	8.6	53.6
鹿児島	17,119	43.4	56.6	37,727	28.4	12.3	59.3

部落問題の解決

部落問題の解決すなわち国民的融合とは、①部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること、②部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく言動がその地域社会で受け入れられない状況が作りだされること、③部落差別にかかわって、部落住民の生活態度・習慣にみられる問題状況が克服されること、④地域社会で自由な社会的交流が進展し、連帯・融合が実現すること、である。



※図は交流をイメージしたもので、特定の場所を指したものではありません。

部落問題解決は どこまで進んだか

部落問題は、部落住民自身の努力、部落解放運動の取り組み、同和対策の実施、国民的理解の広まりなどにより、解決に向かって大きく前進してきた。

部落問題解決の到達点は、①周辺地域との生活上にみられた格差が基本的に解消されたこと、②旧身分にかかわる差別が大幅に減少してきていること、③住民の間で歴史的後進性が薄れ、部落問題解決の主体が形成されてきたこと、④かつての部落の構成や実態も大きく変化し、部落の閉鎖性が弱まり、社会的交流が進展したこと、である。

部落問題解決は、いま最終段階を迎え、しかも総仕上げの局面に至っている。



「部落」が部落でなくなる

部落問題の解決を考える上で、この問題の基本的な要件となってきた部落と「部落民」が現在どうなっているか、どういう状況にあるかが大切な指標となる。ここでは本来の用語の意味を紹介し、現在どうなっているかを明らかにする。

①部落とは

部落とは、封建社会における身分制が解体された近代以降も、旧賤民身分を出自とする人びとの集住地として、旧身分を理由にした差別の対象とされ、経済的・社会的・文化的な低位な状態におかれてきた地域である。

②「部落民」とは

「部落民」とは、封建社会における身分制のもとで最下層の賤民身分の出自を理由に、近代以降も経済的・社会的・文化的な低位な生活を余儀なくされるなど、旧身分を理由に封建的身分差別の残滓（のこりもの）^{ざんし}に苦しめられてきた人びとである。

③「同和地区」——同和関係者でない人びとが過半数を越す——

行政用語では部落のことを同和地区と言ってきた。この「同和地区」では、1993年の政府の全国調査で混住が進み、地区全体で同和関係者の比率が過半数を割る状況になっている。まさに「部落」が部落でなくなる、瓦解現象が進んでいる。ちなみに、同和地区の混住率（＝同和関係以外人口÷同和地区人口×100）は、1971年28.1%、75年39.1%、85年41.8%、93年58.6%となっている。

④他地域への部落住民の大量流出

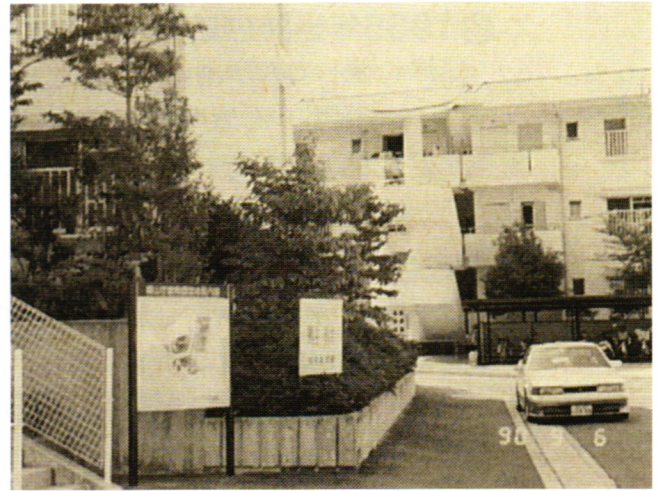
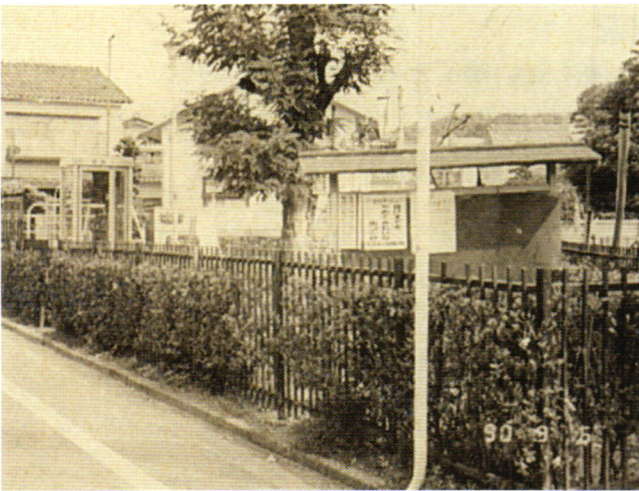
全国の同和地区の人口は、1971年で地区全体が146万人、同和関係人口が105万人に対して、1993年で地区全体が216万人、同和関係人口が89万人となっている。この22年間で、一方で同和地区全体の人口は148.0%に増加し、他方で同和関係者の人口は85.1%となっている。同和関係者の人口の最高時の4分の1が減っていることになる。

⑤部落外との結婚

部落内外の結婚は、高学歴化の進行、社会的交流の促進、旧身分にこだわらない意識の成長、自由結婚の増大などを反映して急増している。この結婚状況は、「夫婦いずれかが地区外」でみた場合、1971年3.4%、81年8.2%、83年11.8%、87年22.0%、95年30.3%、97年36.6%となっている。この間にいかに部落内外の結婚が増加してきたか政府の調査でも裏付けられる。

結婚差別を考える

劣悪であった生活環境も著しく改善された(10ページの写真と同一場所)



旧身分を理由にした 結婚差別の推移

旧身分を理由にした不当な差別によって、結婚の約束をしながら、相手の親に強硬な反対にあい、ついに自ら命を絶ったりした。こうした結婚差別が現在どうなっているかを検証したい。

①戦前の結婚差別をめぐる状況

結婚は自由に出来ずしてなお、執拗なる差別は厳然として見えざる門戸を閉ざして、家庭的に惨酷な悲劇がいまなお繰り返えされている。

(「全国水平社第9回大会綱領・運動方針書」1930年)

②1965年当時の結婚差別をめぐる状況

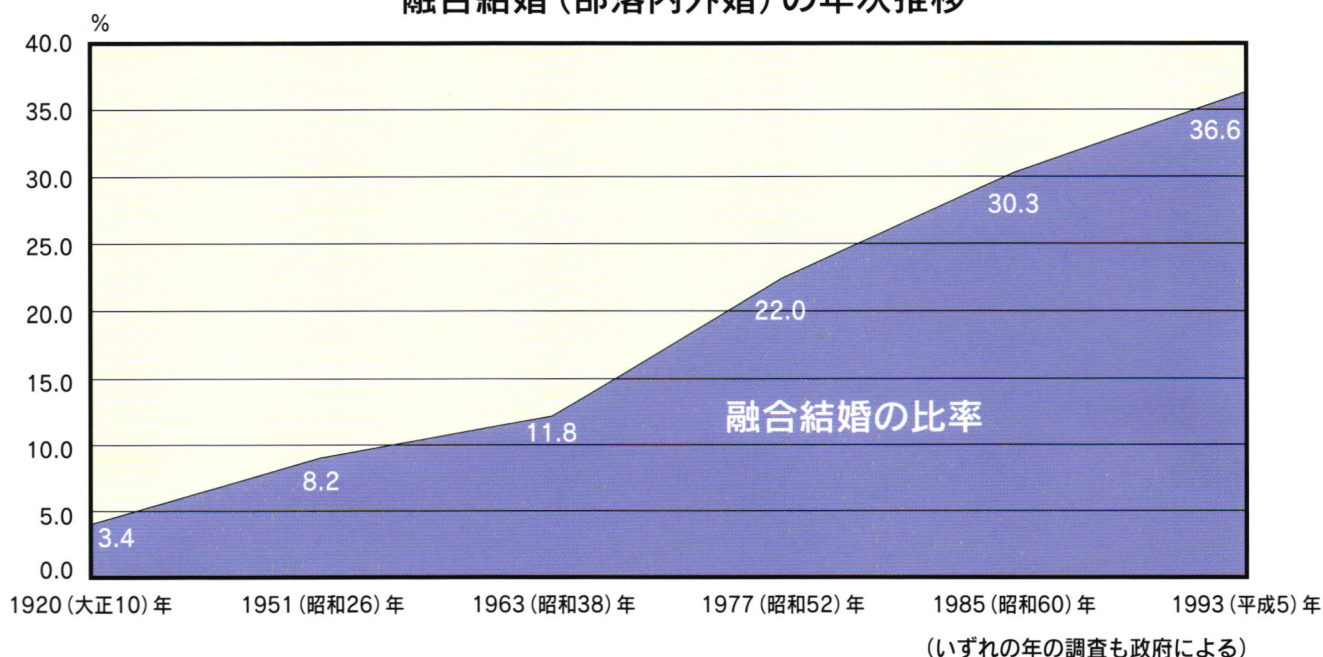
結婚に際しての差別は、部落差別の最後の越え難い壁である。関係住民の結婚は、伝統的に「部落内婚」の封鎖的な形態をとり、ほとんどが同一地区民間か他地区住民の間で行われ、一般住民との通婚は、きわめて限られている。

(「同和对策審議会答申」1965年)

③現在

なお旧身分を理由にした結婚にかかわる差別は残存しているが、部落内外の結婚が圧倒的な比率を占めるにいたり、すでに部落問題において結婚差別が「最後の越え難い壁」と規定づけられた状況は崩壊してきている。

融合結婚(部落内外婚)の年次推移

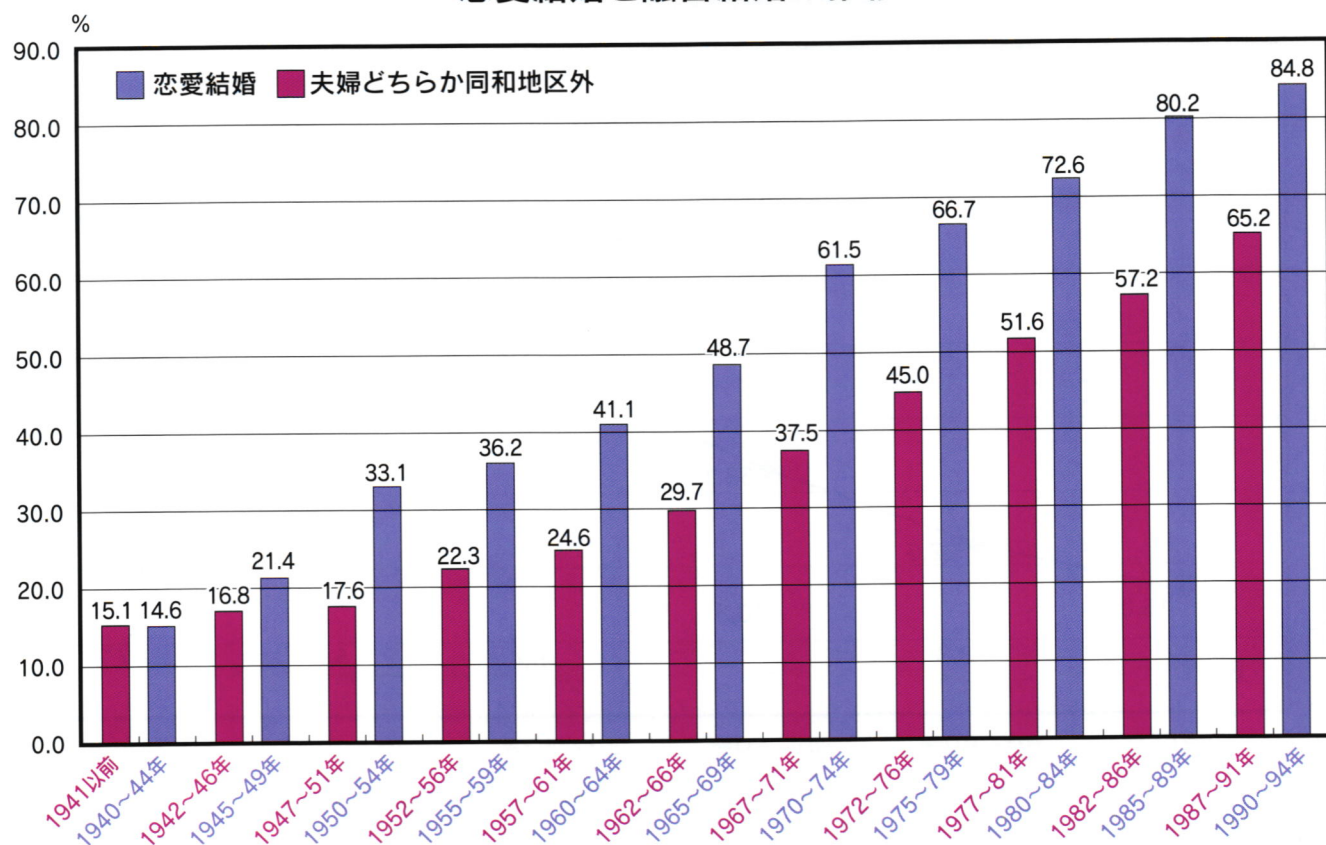


恋愛婚の増大にともない 融合結婚も進む

戦後社会のもとで、結婚をめぐる状況も大きく変化した。見合結婚が減少し、恋愛結婚が増大した。恋愛結婚の増大と比例して融合結婚も前進した。

旧身分にかかわる結婚問題は、社会全体の近代化、民主化の流れと大きく結びつき、恋愛結婚の増大が旧身分の垣根を乗り越えさせ、市民社会の成熟が大きな解決の糸口であることを示している。

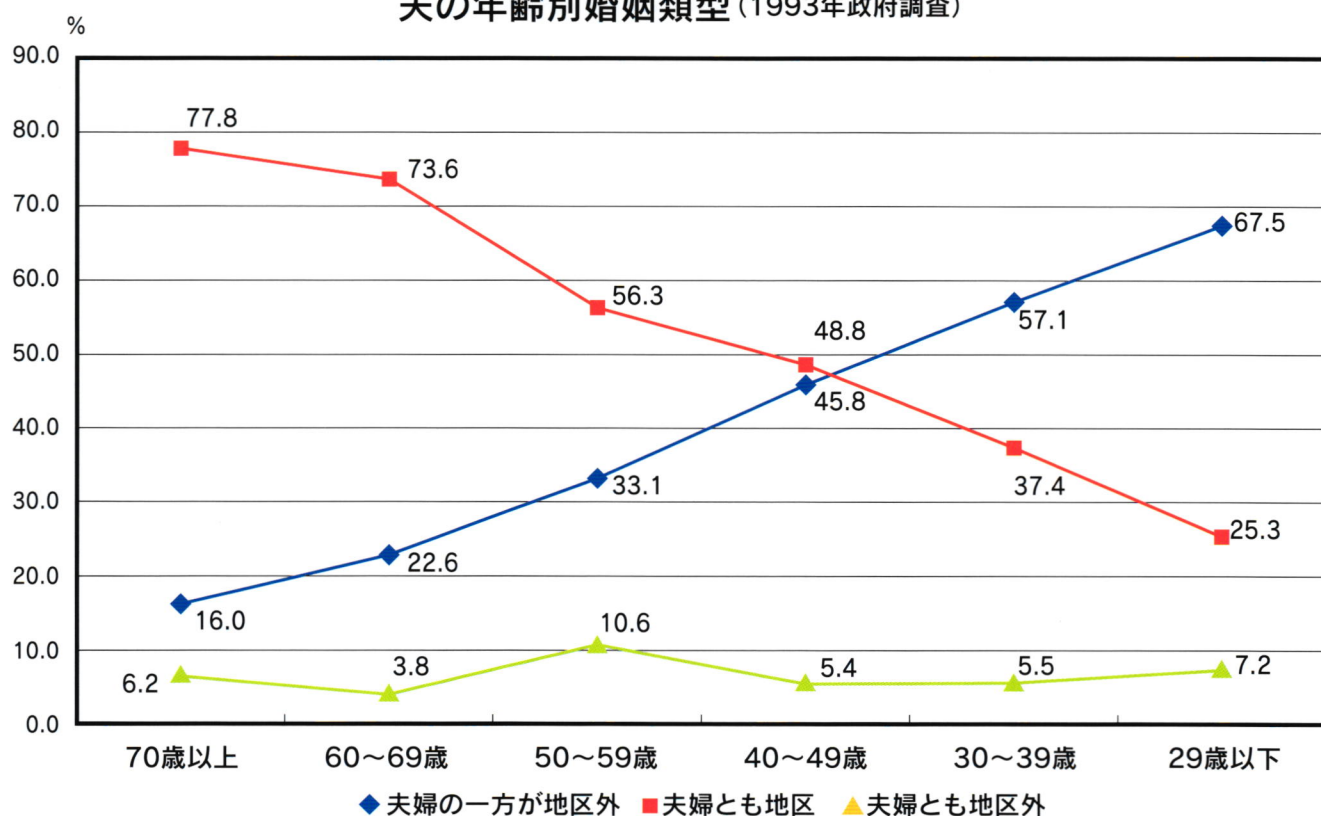
恋愛結婚と融合結婚の推移



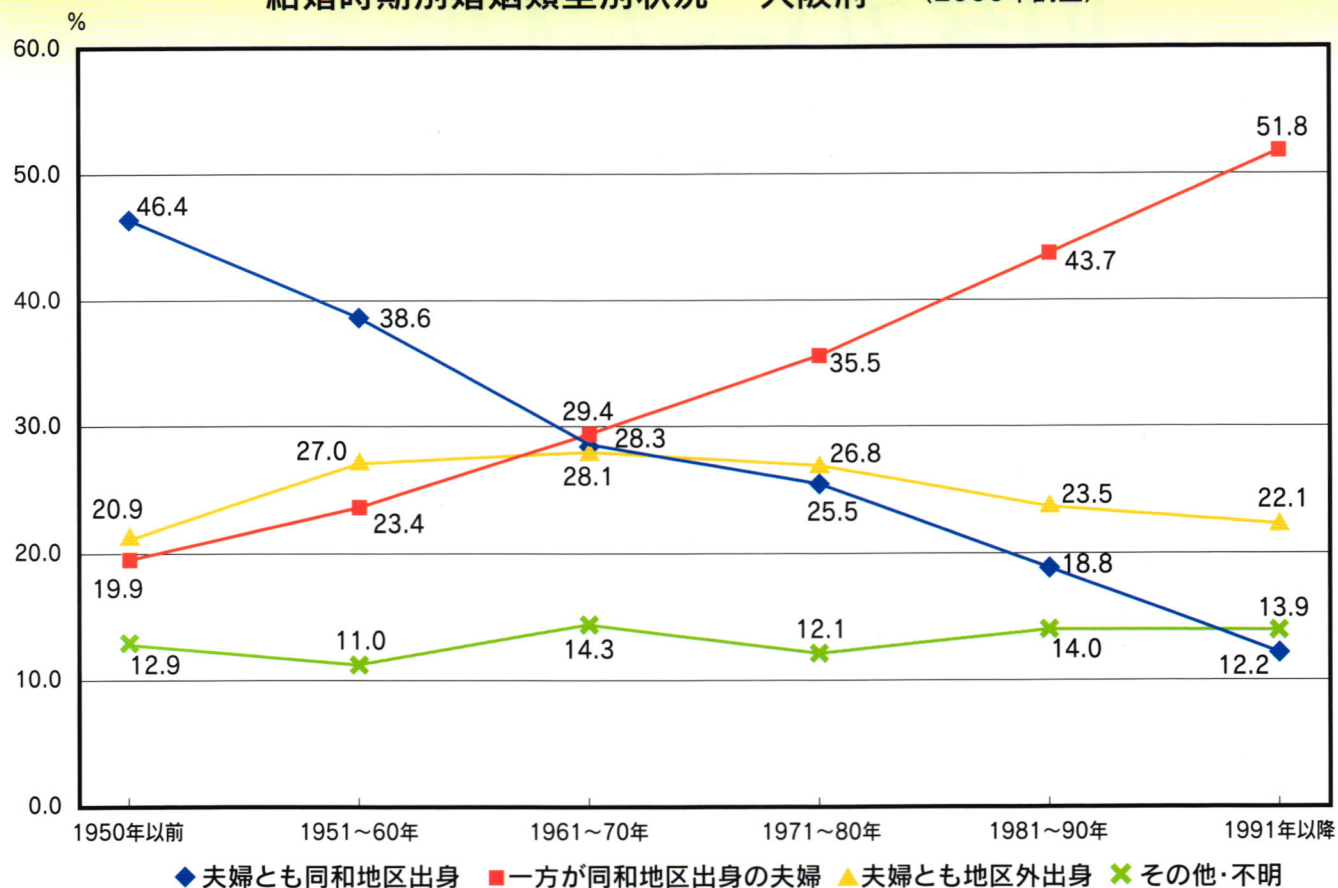
旧身分を乗り越えて 融合結婚が進む

今から20年近く前に政府は、全国の同和地区の大規模な実態調査を行った。その中には、結婚にかかわる調査も含まれている。それによれば、夫の年齢階層別婚姻類型では、年齢が下がるにしたがい部落内外の結婚である融合結婚が増えていることが鮮明になった。夫婦とも同和地区が、70歳以上で77.8%、29歳以下で25.3%と激減している。夫婦の一方が同和地区外が、70歳以上で16.0%、29歳以下で67.5%と激増している。こうした傾向は、その後に実施された大阪府（2000年調査）、鳥取県（2005年調査）においても実証され、その流れはさらに進んでいることを示している。

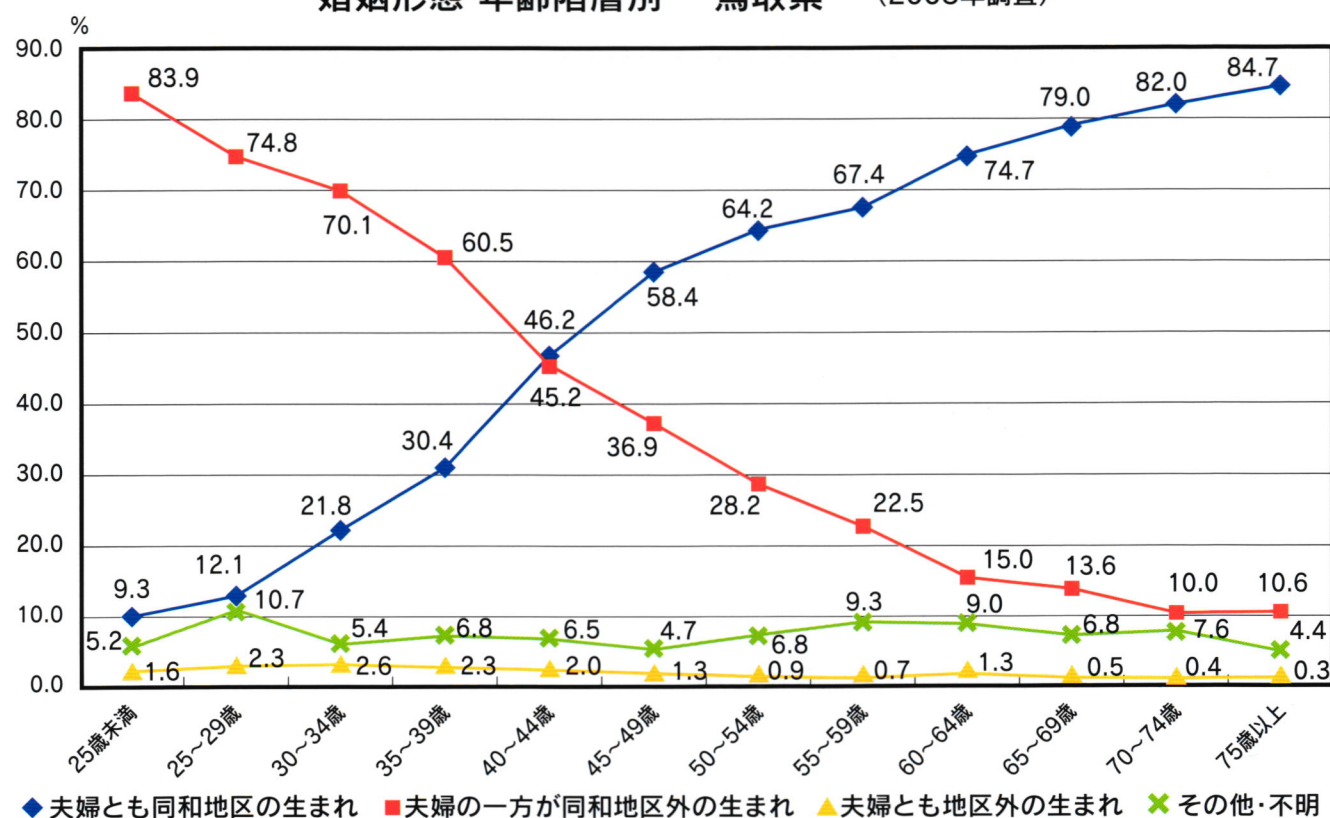
夫の年齢別婚姻類型（1993年政府調査）



結婚時期別婚姻類型別状況 —大阪府— (2000年調査)



婚姻形態 年齢階層別 —鳥取県— (2005年調査)

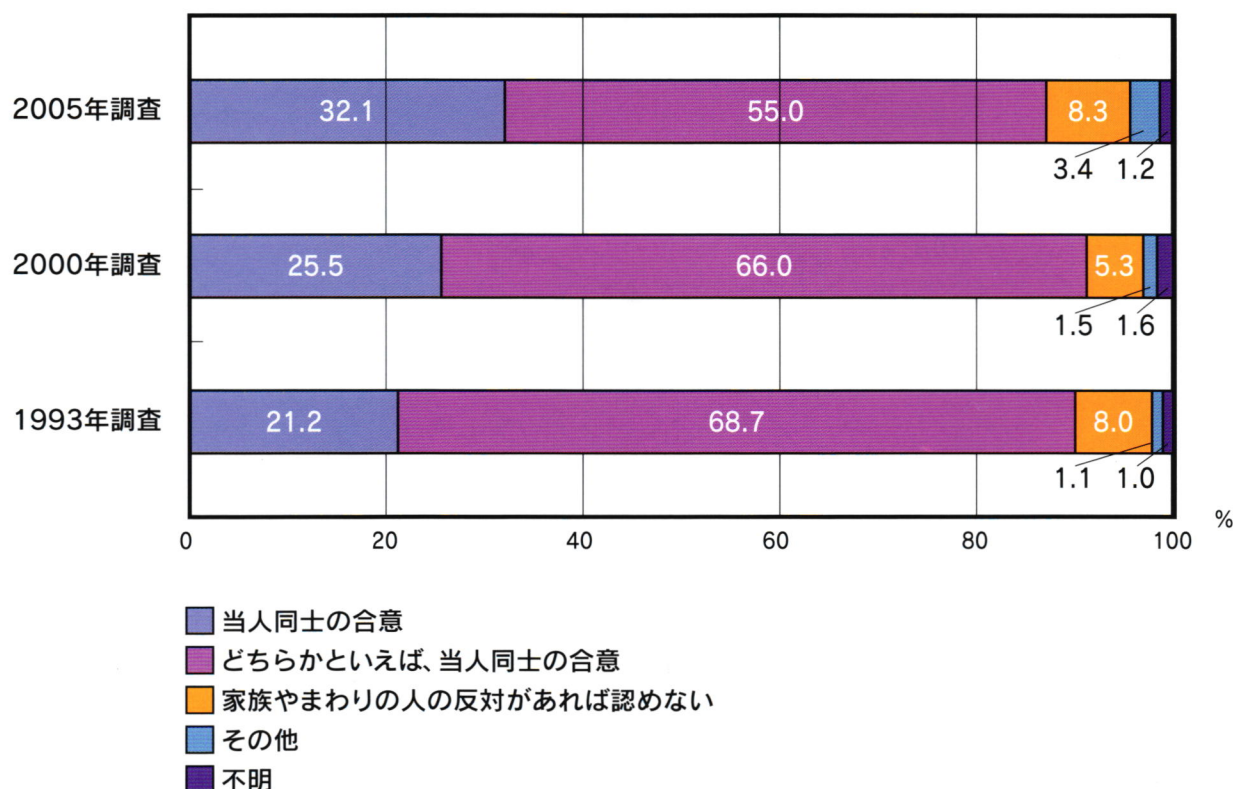


旧身分にこだわらず、 わだかまりのない結婚の前進

旧身分を理由にした部落差別がなくなったわけではない。しかし、部落差別の中でも「最後の越えがたい壁」と言われた結婚差別も、解決へ向けて明るい展望が現実のこととなっている。現在の結婚差別を考える視点は、融合結婚が圧倒的な多数の状況に至っているように、若い世代が旧身分にこだわらず、わだかまりのない結婚が前進していることを評価することである。この流れの根底にあるのが若い世代の中での健全な価値観の広がりである。最近、新聞・出版界などでは結婚差別の問題を衝撃的に取り上げる風潮がみられるが、これは部落問題解決に決して役立つものでなく、大きな流れに対する逆流の現象でしかない。

この調査は「子どもの結婚に対する考え方」を問うものである。年次的推移をみれば明らかなように、「当人同士の合意」が増加しており、反対でなく消極的な当人同士の合意という「どちらかといえば、当人同士の合意」を含めると、90%の人が旧身分の問題でなく、憲法が規定する「両性の合意」が価値観として広がっていることを示している。

子どもの結婚についての考え方 — 鳥取県 —



■ 部落問題と結婚差別

発行 2010年3月20日 初版

著 者 「部落問題と結婚差別」研究チーム

発行者 丹波正史

発行所 地域人権ネット

〒461-0017 名古屋市東区東外堀町57番地 岩佐ビル

TEL 052-971-0265 FAX 052-971-0726

印刷 (株)東海共同印刷 製本 峯文社

ISBN978-4-904442-04-3



9784904442043



1920036003501

ISBN978-4-904442-04-3

C0036 ¥350E

定価：本体350円＋税
地域人権ネット

地域人権ネット

〒461-0017

名古屋市東区東外堀町57番地 岩佐ビル

TEL 052-971-0265

FAX 052-971-0726